

令和7年度補正予算（案）（2月臨時会補正）の概要

○ 一般会計(第8号)

歳入歳出予算それぞれ325,933千円を増額し、総額を11,004,689千円とします。

(歳入)

① 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(237,188千円)

国の令和7年11月に閣議決定された国の「強い経済」を実現する総合経済対策による物価高騰対応地方創生臨時交付金の追加配分です。

② 物価高対応子育て応援手当支給事業補助金(65,250千円)

国の令和7年11月に閣議決定された国の「強い経済」を実現する総合経済対策による物価高対応子育て応援手当のための国庫補助金です。

③ 財政調整基金繰入金(23,495千円)

①の物価高騰対応事業を実施するにあたり、不足分として必要な財源を繰入れるものです。

(歳出)

◆ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金対象事業

① 暮らし応援商品券配布事業(239,662千円) 資料1参照

食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の負担軽減を図るとともに、地域経済活性化のため、町民1人当たり8,000円分の町内で利用できる商品券の配布を実施するものです。

暮らし応援商品券 8,000円×27,172人 217,376千円

事務費(職員時間外手当、委託料等) 22,286千円

② 省エネ家電買換促進事業(10,061千円) 資料2参照

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、エネルギー費用負担の軽減を目的に対象機器(エアコン及び冷蔵庫)1台につき5万円を上限に、買い換え補助を実施するものです。

省エネ家電買換促進補助金 50,000円×200世帯 10,000千円

事務費(郵送料、振込手数料) 61千円

③ 障がい福祉施設等物価高騰対応支援金支給事業(1,725 千円) 資料 3 参照

物価高騰の影響を受ける障がい福祉サービス事業所等の緊急的な経済対策として支援金を給付するものです。

入所	15,000 円×57 人分(施設の定員数)	855 千円
通所	50,000 円×9 事業所	450 千円
訪問	30,000 円×6 事業所	180 千円
事務費(職員時間外手当)		240 千円

④ 高齢者施設等物価高騰対応支援金支給事業(9,235 千円) 資料 4 参照

物価高騰の影響を受ける高齢者施設等の緊急的な経済対策として支援金を給付するものです。

入所	15,000 円×471 人分(施設の定員数)	7,065 千円
通所(大規模)	80,000 円×9 事業所	640 千円
通所(小規模)	50,000 円×3 事業所	150 千円
訪問	30,000 円×36 事業所	1,080 千円
事務費(職員時間外手当)		300 千円

◆ 物価高騰対応子育て応援手当支給事業補助金対象事業

① 物価高対応子育て応援手当支給事業(65,250 千円) 資料 5 参照

国の経済対策により、0 歳から高校 3 年生代までのこどもを養育する保護者に対し、こども 1 人あたり 2 万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するものです。

物価高対応子育て応援手当	20,000 円×3,166 人	63,320 千円
事務費(職員時間外手当、振込手数料等)		1,930 千円

○一般会計(第 7 号)【専決処分】

令和 8 年 1 月 23 日に衆議院が解散したことに伴い、一般会計補正予算の専決処分を行いました。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査執行経費(20,504 千円)

～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業～

二宮町くらし応援商品券を全町民へ配布します

二宮町では、物価高騰の影響を受ける生活者への支援および町内事業者の活性化を目的として、二宮町町民全員に町内店舗で利用できる「二宮町くらし応援商品券」8,000円分を配布します。

事業概要（予定）

●対象者

全町民（二宮町の住民基本台帳に登録のある方）

●配布内容

町民1人につき8,000円分の商品券（1,000円券×8枚綴り）

- ・中小店舗専用券：4枚（4,000円分）…町内の中小企業者でのみ利用可能
- ・全店舗共通券：4枚（4,000円分）…全ての取扱店で利用可能

●配布方法

申請は不要です。各世帯に原則郵送で直接お届けします。

●使用可能店舗

町内約200店舗

●配布時期

令和8年4月中旬から順次配布

●使用期限

令和8年9月30日

※本事業の実施は2月3日(火)の町議会臨時会における補正予算議案の議決が前提となります。

問い合わせ先（担当課直通）

都市部産業振興課

課長 小宮 正嗣

☎0463-71-5914



～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業～

省エネ家電買換促進事業補助金の実施について

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、エネルギー費用負担の軽減を図るとともに、家庭部門における電力消費量のうち大部分を占めているエアコン・冷蔵庫について、省エネ性能の高い家電への買換えを促進するため、それに伴い必要となる購入費の一部補助を行います。

1. 補助対象者

一般家庭（二宮町に住民登録がある個人）

2. 対象機器

エアコン・冷蔵庫

3. 補助対象要件

エアコン・冷蔵庫本体の購入費のみ

（工事費用や設置費用、送料など、本体以外の費用は対象外）

※省エネ家電への買い換えが限定であり、新規設置・増設は対象外です。

※省エネ基準達成率の基準を満たしているものが対象です。

4. 補助額・補助上限

補助率 本体購入費（税抜）の2分の1の額（千円未満切り捨て）

上限額 対象機器1台につき50,000円

1世帯につきエアコン・冷蔵庫それぞれ1台まで

補助額 50,000円/件×200件 = 10,000,000円

5. 申請期間

令和8年5月7日（木）から令和9年1月まで

※申込は先着順です。予算が上限に達した時点で申請受付を終了します。

6. その他

申請方法などの手続きの詳細は、3月下旬にお知らせします。

※本事業の実施は2月3日(火)の町議会臨時会における補正予算議案の議決が前提となります。

問い合わせ先（担当課直通）

町民部生活環境課 課長 山口 尚人 ☎0463-71-5879



～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業～

障がい福祉施設等 物価高騰対応支援金支給事業の実施について

電気・ガス料金や食材料費などの物価高騰による影響を受けながらも、利用者やそのご家族の生活支援に取り組む障がい福祉サービス事業所が安定したサービス提供を継続できるよう、費用の一部を補助する支援金を下記のとおり交付いたします。

1. 補助対象者

- ・二宮町内に所在する障がい福祉サービス事業所
(令和8年1月1日時点で県の指定を受け、申請日時点で運営していること)

2. 補助対象事業者及び支給金額

- ・令和8年1月から3月の電気・ガス料金や食材料費等の50%相当額を支給単価として、次の表のとおり事業所・施設種別に設定し、交付する。

事業所・施設種別	支給単価
訪問介護、同行援護、重度訪問介護、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援等	1事業所当たり 30,000円
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援等	1事業所当たり 50,000円
共同生活援助、短期入所等	令和8年1月1日 時点における定 員1人当たり 15,000円

3. その他

申請方法などの手続きの詳細は、2月中に各事業所にお知らせする予定です。

※本事業の実施は2月3日(火)の町議会臨時会における補正予算議案の議決が前提となります。

問い合わせ先(担当課直通)

福祉部福祉保険課 課長 生井 悟士

☎0463-75-9289



～物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業～

高齢者施設等 物価高騰対応支援金支給事業の実施について

電気・ガス料金や食材料費などの物価高騰による影響を受けながらも、利用者やそのご家族の生活支援に取り組む高齢者施設等が安定したサービス提供を継続できるよう、費用の一部を補助する支援金を下記のとおり交付いたします。

1. 補助対象者

- ・ 二宮町内に所在する高齢者施設等
(令和8年1月1日時点で二宮町または神奈川県内の指定を受け運営していること)

2. 補助対象事業者及び支給金額

- ・ 令和8年1月から3月の電気・ガス料金や食材料費等の50%相当額を支給単価として、次の表のとおり事業所・施設種別に設定し、交付する。

事業所・施設種別	支給単価
訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 30,000円
通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 80,000円
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、訪問入浴介護	1事業所当たり 50,000円
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム	令和8年1月1日 時点における定員1人当たり
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものに限る。)	15,000円

3. その他

申請方法などの手続きの詳細は、2月中に各事業所にお知らせする予定です。

※本事業の実施は2月3日(火)の町議会臨時会における補正予算議案の議決が前提となります。

問い合わせ先(担当課直通)

福祉部高齢介護課 課長 荻野 真生 ☎0463-75-9542



～物価高対応子育て応援手当支給事業～

「物価高対応子育て応援手当」を支給します



物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、国において「0歳児から高校生年代までのこどもに対し、1人あたり2万円の物価高対応子育て応援手当金を支給する」ことが決定されました。これを受け、二宮町は3月4日（水）から支給を開始する予定です。

手当の概要

(1) 対象児童

- ①令和7年9月分（令和7年9月生まれの児童については10月分）の児童手当の支給対象児童
- ②令和7年10月1日～令和8年3月31日に生まれた児童

(2) 支給対象者

対象児童の児童手当受給者

(3) 支給額

対象児童1人あたり2万円（1回限りの支給）

(4) 申請及び支給日

原則**申請不要**です。

支給対象者へ案内通知を2月6日（金）までに発送予定です。

受給の拒否や支給口座の変更等がなければ3月4日（水）に児童手当支給口座へ振り込みします。

公務員の方は申請が必要です。

勤務先から発行される申請書に基づき町へ申請（郵送可）していただきます。
申請受理後、3月9日（月）以降順次お支払いします。

※本事業の実施は2月3日(火)の町議会臨時会における補正予算議案の議決が前提となります。

問い合わせ先（担当課直通）

こども・健康部こども支援課 課長 野田 尚 ☎0463-71-5862

